

通達甲(警. 教. 教 2)第 11 号

平成 6 年 9 月 5 日

存続期間

各所属長 殿

警務部長

## ○ 警視庁手話技能検定規程の運用について

[沿革] 平成 11 年 2 月 通達甲(副監. 警. 人 2. 人 6)第 1 号

16 年 3 月 同(警. 人 1. 表)第 3 号

29 年 1 月 同(副監. 警. 人 1. 企)第 2 号改正

このたび、警視庁手話技能検定規程(平成 6 年 9 月 5 日訓令甲第 29 号。以下「規程」という。)が制定され、平成 6 年 9 月 5 日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第 1 制定の趣旨

ろうあ者に対する施策として、手話のできる職員を交番及び警察署の窓口等に配置しているところであるが、これらの施策をより効果的に推進し、かつ、職員の手話に対する学習意欲の高揚及び手話技術の向上を図るため、手話技能検定制度が設けられたものである。

#### 第 2 警視庁手話技能検定委員会(以下「委員会」という。)の委任事務(第 2 条関係)

規程第 2 条第 5 項により委任する検定事務は、次のとおりとする。

- 1 検定問題の作成及び採点
- 2 その他委員会が必要と認める事項

### 第 3 受験(第 3 条関係)

職員は、自己の手話技能に応じて 3 級、2 級又は 1 級のいずれかの級位を受験することができる。

### 第 4 検定の実施(第 4 条関係)

- 1 検定は、委員会の決定に基づき、毎年 1 回以上実施するものとする。
- 2 検定の内容は、別表のとおりとする。
- 3 教養課長は、手話技能を有する職員の実態その他検定を実施するために必要な事項の調査研究を行うものとする。
- 4 教養課長は、検定を実施する場合は、あらかじめ実施日時、実施場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

### 第 5 合格証書の交付等(第 5 条関係)

教養課長は、委員会において合格者が決定された場合は、合格者の氏名、合格級位及び合格年月日を当該合格者の所属長に通知するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

### 第 6 手話通訳士試験合格者の取扱い(第 6 条関係)

所属長は、所属職員が手話通訳士の試験に合格した場合は、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するとともに、教養課長に合格通知の写しを添えて書面で通知するものとする。

### 第 7 標章の着装(第 7 条関係)

手話標章の着装位置は、制服員は左胸識別章の上端中央部から 5 ミリメートル離れた位置に標章の下端中央部が位置するように着装する。ただし、他の記章等と重複する場合は、当該記章等の外側に着装すること。私服員及び警察行政職員もこれに準ずること。

### 別表(第 4 関係)

検定の内容

読み取り	1 出題方法
------	--------

	<p>検定官の行う手話又は手話で表現している模擬場面を収録したビデオを提示し、手話表現を読み取る能力を評価する。</p> <p>2 受験方法</p> <p>検定官の行う手話又はモニターテレビに映し出された手話表現のビデオの内容をメモ用紙に記載した後、解答用紙に清書する。</p>
手話表現	<p>1 出題方法</p> <p>テープレコーダから流れる音声を手話で表現する能力を評価する。</p> <p>2 受験方法</p> <p>短文又は会話を録音したテープを聞き、手話で表現する。</p>

---